

- 1 意見募集の概要
 - (1) 募集期間 平成28年1月29日(金)～平成28年2月26日(金)
 - (2) 公表資料の閲覧方法
 - ・奈良県消費・生活安全課ホームページに掲載
 - ・県政情報センター、県民お役立ち情報コーナー(県内5ヶ所)、県保健所に閲覧用冊子を配置
 - (3) 意見等の提出方法 電子メール・郵送・FAX
- 2 意見の提出状況
 - (1) 意見提出者及び総意見提出件数
 - ・意見提出者 3名
 - ・総意見提出件数 10件
- 3 意見に対する県の考え方

項目	提出された意見	県の考え方
第2 監視指導の実施に関する事項 1 重点的に監視指導を実施すべき項目 (1)食中毒発生防止対策に関する事項 計画案:4ページ	様々な対策が取られているにもかかわらず、直近では1月から2月にかけて県内の飲食店や幼稚園の給食でノロウイルスによる食中毒、家庭でのフグ食中毒、幼稚園でヒスタミンによる食中毒が発生しています。食品事業者に加え、教育機関や家庭での冬の食中毒対策も、一層強化されるよう要望いたします。 [理由] 食中毒は、夏場はもとより一年中、家庭、飲食店従業員や教育現場での対策が重要です。例えばフグやジャガイモのソラニン、カエンタケなどの自然毒による食中毒はもちろん、ヒスタミンによる食中毒の回避方法や、ノロウイルスによる食中毒が発生した場合の対処方法など、情報の提供や啓発を、強化していただくよう要望いたします。一方で、学校菜園のジャガイモは家庭に持ち帰ることなく、すべて焼却処分するといった過激な反応も教育現場では耳にしました。ジャガイモのソラニンの除去方法や食べ方など、改めて食育活動と連携を組んでほしい事例です。	ノロウイルスによる食中毒や自然毒食中毒(フグ毒、キノコ毒、ソラニン類等)は当計画においても、重点的に監視指導を実施すべき項目に挙げており、引き続き、学校等教育機関の給食施設を含む食品等事業者への監視指導及び啓発・情報提供を行ってまいります。 また、家庭での食中毒予防のため、県民の皆様に対しても、引き続き、啓発チラシやホームページ等により一層の対策を行ってまいります。 なお、これらを効果的なものとするよう関係機関との連携に努めます。
第2 監視指導の実施に関する事項 1 重点的に監視指導を実施すべき項目 (2)適正な食品表示の監視指導 計画案:4ページ	食品表示法が施行されましたが、食品表示法に適合するための移行支援として「表示相談等」を行うことはよいことと思います。適正な食品表示が実施されるように、関係機関の連携体制の確保および消費者や食品事業者への情報提供を引き続き要望いたします。 [理由] 消費者にとって「わかりやすく適切に利用できること」が食品表示の使命だと思います。消費者や食品事業者などの関係者に、理解が進むように今後も引き続き情報提供などを進めてください。	本県では、すでに食品表示法に関しては当課で一元化しており、施行に対しても、円滑に監視・指導や情報提供が行えるものと考えていますが、必要に応じて関係部局との連携にも努めます。 また、食品表示の情報提供については、相手に応じたできるだけ分かりやすいものとなるよう努めます。
第2 監視指導の実施に関する事項 2 施設への立入検査及び食品等の検査に関する事項 (2)立入検査実施計画 ②食品表示に係る重点監視指導 計画案:5ページ	フードチェーンにおける、適切な食品表示が進むよう、食品表示に係る重点監視指導の推進及び県民、食品事業者等関係者への積極的な情報提供を要望します。 [理由] 今般、愛知県の産業廃棄物処理業者が食品の廃棄を依頼されていたにもかかわらず、適正に処理せず、不正転売していたという事案が明らかとなりました。食品関連事業者(食品を製造、加工、輸入、販売する者)は法に基づく食品表示を行うだけでなく、食品を仕入れる際の食品表示が適切に行われているかの確認や、食品を廃棄する際にも注意が必要となっています。行政による、食品表示に係る重点監視指導におかれまして、通常の食品表示法に基づく監視のみならず、本件事案の全容解明及び被害防止のため、他の関係省庁と連携して必要な調査等を実施するとともに、県民が安心を得られるよう、必要な情報提供をおこなっていただきますよう要望します。 事業者に対して確認いただきたいこととして、商品廃棄に関する処理の確認です。 [理由] 近頃、廃棄食品が市場に出回る事件がありました。廃棄すべき食品が市場に出回るということは、たとえ、実際には食べることができるかもしれないけれども、廃棄されているからこそ、食品衛生管理が必要なくなっているわけで、そうした食品でない物が市場に出回ることは、適切な管理が行き届いたものにはあたりません。事故の未然防止という意味で、食品事業者が適切な処理を行っておられることの確認は、こうした時期なので、あわせて行っていただければと思います。	この事件を受けて廃棄物対策担当部局における監視指導が強化されていますが、同様の事例が確認された場合には、担当部局と連携して、問題食品の流通防止等の措置を講じます。 また、通常の監視指導時に、販売食品の表示確認に努めるとともに、必要に応じて食品の廃棄状況の確認を行います。

項 目	提出された意見	県の考え方
<p>第4 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の実施に関する事項 (4)奈良県HACCP自主衛生管理認証制度(通称:ならハサップ)の推進</p> <p>計画案:8ページ</p>	<p>より多くの食品企業で、HACCP手法の取り組みが進むよう積極的に広報いただき、食品企業への普及啓発の充実と県民への理解が進むよう周知・啓発の充実を要望します。</p> <p>[理由] HACCP手法は食品の製造又は加工における衛生管理の国際基準として普及してきており、またHACCP手法の導入により食品の安全性の向上が期待されます。奈良県において、平成27年7月に奈良県HACCP自主衛生管理認証制度(通称:ならハサップ)が施行されましたこと貴課をはじめ関係部局の方々に深く敬意を表し感謝を申し上げます。 先日開催された、ならハサップ認証取得の条件の一つである指定研修:HACCPプラン作成研修には、18社28名の参加がありました。今後、ならハサップ認証取得が進むものと考えられますが、これから更に、多くの食品企業で、HACCP手法の取り組みが進むよう積極的に広報いただき、食品企業への普及啓発の充実と県民への理解が進むよう周知・啓発の充実を要望します。</p> <p>「認証施設の名称等を公表するとともに、認証制度の充実のため、広く県民への周知・啓発に努めます」とあります。県民への周知・啓発をしていただくよう、要望します。</p> <p>[理由] 奈良県版の認証制度ができて、その後どのように進展しているのでしょうか。企業や県民にとってどのような進み具合なのかわかりません。県のHPなどでの進捗の公表をお願いします。また、国際的なHACCPの義務化の動きの中で、国においても義務化が検討されているようですが、その際、奈良県版HACCP自主衛生管理認証制度の位置づけはどうなるのでしょうか。</p>	<p>機会をとらえて、報道資料の提供やホームページへの掲載等で周知と啓発に努めます。 なお、今後の認証の状況については、随時ホームページで公表していきます。 また、国におけるHACCPの義務化については、今後の国の動向を注視していきたいと考えております。</p>
<p>第5 情報提供及び意見交換(リスクコミュニケーション)の実施に関する事項</p> <p>計画案:8ページ</p>	<p>地域包括支援センターや社協等と連携した地域の食品衛生啓発を望みます。</p> <p>[理由] 高齢化や生活困窮等の事情により、食品衛生への配慮が本人だけでは難しい状況にある方も増えているのではないかと考えられます。実際に症状がおきても気づかなかつたり、生活事情等で適切な対応ができない場合もあるかと思えます。未然に防げるよう、実際に各家庭に直接あるいは地域の見守りネットワークなどを介するなど間接的に情報発信する役割をもたれている場所との連携に期待します。常日頃の連携などはあるのかと思いますが、各地域で、地域包括支援に関する論議がすすんでいる時期ですので、特に意見をあげさせていただきました。</p>	<p>ご意見を参考に、実際に地域における福祉を担当されている機関への情報提供の方法等について、地域福祉担当部局と協議していきたいと考えております。</p>
<p>第5 情報提供及び意見交換(リスクコミュニケーション)の実施に関する事項 2 県民との意見交換(リスクコミュニケーション)</p> <p>計画案:8ページ</p>	<p>食品衛生に関する身近なテーマで県民と気軽に意見交換する場を持つことは大変重要です。シンポジウムなどの大きな会場での講演会や意見交換だけでなく、小規模な単位で、大学や市町村の連携や協力を得ながら、大学生や比較的若い世代である小学校PTA単位での意見交換の場を持つなど工夫してください。</p> <p>[理由] いわゆる健康食品などに過大な期待を寄せ高価な食品に満足したり、間違った健康情報などで消費者が惑う社会傾向がうかがえます。健康な人であれば、日常の適切な食事摂取と食習慣が重要であることを、食育活動の分野と連携して、再度啓発する必要があります。</p> <p>食品の安全に関するリスクコミュニケーションの強化を要望します。</p> <p>[理由] 食品の安全・安心に関するテーマでシンポジウムや意見交換会を計画されていることは評価致します。しかし、県民の食の安全に関する不安要因は多岐にわたり、設定されたリスクコミュニケーションの場だけでは、不安や疑問を払拭できないこともあります。食品事故報道などで県民の食の安全に関する不安が高まった際には、正しいリスク評価に基づく冷静な対応が進むよう食品の安全に関するリスクコミュニケーションの強化を要望します。</p>	<p>本県では、毎年の恒例行事となっている中学生を対象にした「ジュニア食品安全ゼミナール」や大学生を対象にしたリスクコミュニケーションを開催しており、今後も若い世代への情報提供・啓発活動について、積極的に行っていきます。 また、保健所単位の地域密着型のリスコミについても引き続き開催していきたいと考えております。 なお、リスクコミュニケーションの内容については、食品衛生に関する動向や県民の皆様のニーズを勘案し、適時適切な情報発信に努めます。</p>

項 目	提出された意見	県の考え方
食品等検査実施計画 計画案:12ページ	食物アレルギー検査の拡充を要望します。 [理由] 別表2に掲載された、食物アレルギー検査の実施計画が昨年よりも減らす計画となっていますが、県民の食生活の安全を確保し健康の保護を図るためにも検査の拡充を要望します。平成24年12月東京都調布市で、給食を食べた小5女児が「アナフィラキシーショック」を起こし、死亡する事故が発生するなど、食物アレルギー問題は生命に関わる重要な問題です。監視指導のさらなる強化とともに、食物アレルギー検査の検体数の拡充を要望します。	食物アレルギー対策の必要性については認識しており、監視指導の際に、食物アレルギー対応食品を製造している食品事業者に対して、最重要事項として、徹底した製造管理や自主検査の実施に努めるよう指導を行うとともに、必要に応じて自主検査結果を確認しております。 計画作成にあたっては、限られた予算の中で、検査の必要性、過去の違反状況等を考慮しており、食物アレルギー対策については、上記のとおり食品事業者への徹底した衛生管理の指導を主軸としており、収去検査は、その補完的役割と位置づけ、実施したいと考えております。

4 結果公表

公表期間 平成28年 月 日()～平成 年 月 日()

5 問い合わせ先

奈良県くらし創造部消費・生活安全課食品安全推進係
 〒630-8501 奈良市登大路町30 電 話 : 0742-27-8681
 FAX : 0742-22-0300